

東三河県庁（東三河総局）2025年度

第1回 労働講座

受講料
無 料

■日 時 2025年9月19日（金）
13:30～16:30（受付13:00～）

■場 所 愛知県東三河総合庁舎 2階大会議室
豊橋市八町通5-4

定員 50名
(申込先着順)

「育児・介護休業法」の改正法が昨年5月31日に公布され、2025年4月から順次、施行されています。仕事と育児・介護を両立できるようにするため、①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、②育児休業の取得状況の公表義務の拡大、③介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等を内容としています。

既に施行されている改正点の再確認と10月から施行される改正事項について、第1部では愛知労働局雇用環境・均等部指導課の職員から対応のポイントを、第2部では社会保険労務士から関連法も含めた実務対応について説明します。

【第1部】 13:35～14:20

「改正育児・介護休業法について～10月1日施行分への対応ポイント～」

講 師：愛知労働局雇用環境・均等部指導課職員

浅井 裕妃有（あさい ゆきあ）氏

【第2部】 14:30～16:30

「育児・介護休業法その他関連法改正への実務対応

～4月施行の再確認と10月施行への備え～」

講 師：有田労務管理事務所

社会保険労務士 有田 知史（ありた ともふみ）氏

<講師紹介>

- ・2010年：地元金融機関に入社し融資・渉外業務を担当
- ・2017年：有田労務管理事務所に入所し現在に至る。
- ・経営戦略の策定、創業支援・資金調達の支援等を得意とし、就業規則及び諸規定の見直しや労使トラブル防止に関する助言、指導に関する助言支援を行っている。



■申込方法：受講申込書（ちらし裏面）に必要事項をご記入の上、郵送又はFAXでお申し込みください。

■申込期限：2025年9月10日（水）（申込先着順）

※期限前でも、定員になり次第締め切らせていただきます。

■対象者：中小企業の事業主、人事労務担当者、労働組合役員、一般勤労者等

<申込み・問合せ先> 愛知県東三河総局企画調整部産業労働課

〒440-8515 豊橋市八町通5-4

電話：0532-54-2582 FAX：0532-54-7239

2025年度第1回労働講座【9月19日（金）開催】受講申込書

※申込締切9月10日（水）

FAX 0532-54-7239（東三河総局産業労働課）

ふりがな			電 話	() -
事業所 (団体) 名			FAX	() -
郵便番号	-	所在地		
ふりがな	所属・役職等名		メールアドレス	
氏 名				
ふりがな	所属・役職等名		メールアドレス	
氏 名				

- ※ 個人参加の方は住所、氏名、電話、FAX、メールアドレスのみを記入してください。
- ※ 御記入いただきました個人情報は、セミナー情報の提供等、本局からの各種連絡のために利用させていただきますことがあります。あらかじめ御了承ください。
- ※ 受講票は発行しませんので直接会場までお越しください。定員を超え、参加いただけない場合のみ連絡します。

【会場案内】 東三河総合庁舎 2階大会議室 （豊橋市八町通5-4）

